

会報
全住協

2025
8月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

令和8年度 住宅・土地税制改正要望等を提出

当協会では、「令和8年度住宅・土地税制改正等要望」「令和8年度住宅金融支援機構の業務に関する要望」を以下のとおり取りまとめ、国土交通大臣ほか関係機関に提出した。

令和8年度住宅・土地税制改正等要望

I. 重点要望

1. 住宅ローン減税 [延長]

資材・設備・エネルギー・人件費等の高騰により住宅価格は上昇を続けている。また、世帯構成やライフスタイルの変化に伴い住まい方は多様化している。このような状況において、特に子育て世帯及び若者世帯などの実需層、中間層の住宅取得の支援を引き続き講じることは必須である。このため、本年末で期限切れを迎える住宅ローン減税制度について、より長期の支援、既存住宅への支援強化、床面積40㎡台の住宅への支援等も含め、令和8年以降、現行制度と同等又はそれ以上の支援措置の実現について強く要望する。

2. 固定資産税の減額措置 [延長]

新築住宅に係る固定資産税の減額措置(期限：令和8年3月31日)の延長。昭和38年度の制度改正以来、時限措置ではあるが繰り返し延長され、既に定着している。住宅価格の高騰を踏まえ、引き続き延長すること。

【現行】

- ・一般の住宅：3年間 税額2分の1減額
- ・中高層住宅：5年間 税額2分の1減額

3. 住宅税制の抜本的な見直し [新規]

住宅に関する課税は、取得、保有、譲渡の各段階で行われてきたことに加え、消費税が課税されたことにより、重層的かつ極めて複雑な構造

となっている。このような税体系について、購入時の過度な負担を抑えるためにも、消費税課税方式の見直しや流通課税の廃止を含め抜本的な見直しの検討に着手すること。

4. 住宅取得に係る税制特例措置(固定資産税・不動産取得税・登録免許税)の床面積要件の緩和 [新規]

小規模世帯の増加や職住近接等多様なライフスタイルに応じた住宅取得に対応するため、新築住宅に係る固定資産税・不動産取得税・登録免許税の軽減措置の床面積要件を緩和すること(50㎡以上⇒40㎡以上)。

II. 令和7年度末までに期限切れを迎える項目の延長要望等

1. 居住用財産の買換え等に係る特例措置 [延長]

(1) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(期限：令和7年12月31日)の延長

- * 所有期間10年超、居住期間10年以上の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合
- ・譲渡価額が買換資産の取得価額以下のときは、課税されない。
- ・取得価額を超えるときは、超える額に長期譲渡所得課税が行われる。

(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度(期限：令和7年12月31日)の延長

目次

- ・令和8年度住宅・土地税制改正要望等を提出… 1
- ・第54回全国大会(札幌)開催のご案内… 6

- ・手付金等保証関連統計について… 7
- ・「全住協 新保障制度」のご案内… 9
- ・協会だより… 10

住宅・土地税制改正要望等

* 所有期間 5 年超の居住用財産を譲渡し、住宅借入金等を利用して新たに一定の居住用財産を取得した場合は、譲渡損失の金額についてその年の損益通算及び翌年以後 3 年内の繰越控除が認められる。

- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度(期限：令和 7 年 12 月 31 日)の延長

* 住宅借入金等を有する所有期間 5 年超の居住用財産の売却に伴い発生した譲渡損失のうち、住宅ローン残高が譲渡対価を超える場合、その差を限度として、その年の損益通算及び翌年以後 3 年内の繰越控除が認められる。

2. 既存住宅の増改築等に係る特例措置 [延長]

- (1) バリアフリー改修、省エネ改修、多世帯同居改修など特定の増改築等に係る住宅ローン控除の特例措置(期限：令和 7 年 12 月 31 日)の延長

・控除額：最大 12.5 万円
・控除期間：5 年間

- (2) 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修・多世帯同居改修など特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除(期限：令和 7 年 12 月 31 日)の延長

・控除額：最大 105 万円

- (3) 既存住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税の減額措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

・耐震改修：2 分の 1 減額
・バリアフリー改修：3 分の 1 減額
・省エネ改修：3 分の 1 減額
・長期優良化リフォーム：3 分の 2 減額

3. 認定住宅に係る特例措置 [延長]

- (1) 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH 水準省エネ住宅を新築等した場合の所得税額の特例措置【投資型】(期限：令和 7 年 12 月 31 日)の延長

・控除額：最大 65 万円

- (2) 認定長期優良住宅に係る特例措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

[固定資産税(2 分の 1 減額の特例期間)]

・戸建住宅：特例 5 年(一般特例 3 年)
・中高層住宅：特例 7 年(一般特例 5 年)
[不動産取得税(課税標準からの控除額)]
・特例 1,300 万円控除(一般住宅特例 1,200 万円)

4. 不動産取得税に係る特例措置 [延長]

- (1) 新築住宅用の土地に係る不動産取得税の特例措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

・土地取得から住宅新築までの期間要件
本則：2 年 ⇒ 特例：3 年(*一定の事情がある場合は 4 年)

* 100 戸以上の共同住宅等で、都道府県知事が認める場合

- (2) デイベロッパー等に対する新築住宅のみなし取得時期の特例措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

・本則：6 か月 ⇒ 特例：1 年

5. マンション建替え・敷地売却事業に係る特例措置 [延長]

- (1) マンション建替法に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得する要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税の非課税措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

- (2) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続き開始の登記等に対する登録免許税の免税措置(期限：令和 8 年 3 月 31 日)の延長

6. 既存住宅の子育て対応リフォーム [延長]

既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置(期限：令和 7 年 12 月 31 日)の延長

・標準的な工事相当額の 10% 等を所得税から控除

7. 既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置 [延長]

耐震診断義務付け建築物(病院・ホテル・

住宅・土地税制改正要望等

旅館等)が、耐震改修工事を行った場合の固定資産税の特例措置の適用期限(期限：令和8年3月31日)の延長

- ・固定資産税額の2分の1を2年間減額

8. 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 [延長]

都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合の所得税・住民税の特例措置(期限：令和7年12月31日)の延長

- ・譲渡価格が800万円以下の場合、長期譲渡所得から100万円を控除

9. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置 [延長]

10年超保有する事業資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、法人税・所得税の課税の特例措置(期限：令和8年3月31日)の延長

- ・譲渡した事業用資産の譲渡益について、80% (一部90%・60%)の課税繰延べ

10. 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置 [延長]

優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の適用期限(期限：令和7年12月31日)の延長

- ・所得税 本則15%⇒特例(2,000万円以下の部分の金額)10%
- ・住民税 本則5%⇒特例(2,000万円以下の部分の金額)4%

11. 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置 [延長]

以下の土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置(期限：令和8年3月31日)の延長

- ・所有権の移転登記
(本則)2.0%→(軽減)1.5%
- ・所有権の信託登記
(本則)0.4%→(軽減)0.3%

12. 地域福利増進事業に係る特例措置 [延長]

地域福利増進事業の用に供する資産に係る所得税・法人税の軽減措置(期限：令和7年12月31日)の延長

- ・長期譲渡所得に係る税率
(本則)20%→(軽減)14%

13. 土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限に係る特例措置 [延長]

土地譲渡益に特別税率が課せられる重課制度の停止(期限：令和8年3月31日)の延長 [法人重課制度]

短期(5年以下)所有土地：通常の法人税率+10%

長期(5年超)所有土地：通常の法人税率+5%

[個人重課制度]

譲渡益の52%(所得税40%+住民税12%)等

Ⅲ. 創設の検討要望

1. 二地域居住のための特例措置の創設

地方における交流人口の増大、大都市郊外住宅地の再生、空き家の有効活用等により地方創生を推進するため、住宅ローン減税を始め、地方住宅の取得・改修費用等を支援する特例税制を創設

2. マンション再生の円滑化に向けた支援措置の創設

マンション関係法の改正等により、マンション更新事業等の新たな事業手続きが創設され、マンション建替事業に係る権利変換手続きの対象が拡充されたこと等を踏まえ、これらの事業に係る税制上の支援措置(所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税)を創設

3. 住宅の解体費用を補助する制度の創設

空き家ではなくても建替を促進し、良好な住宅ストックの形成に資するよう、また、耐震性能等の防災性・省エネ性が劣る住宅の建替えや災害危険区域からの移転のための家屋の解体費用を補助する制度を創設

4. 良好な街並み維持と良質な住宅ストックの継続利用に資する相続税の特例措置の創設

世代を跨いで良質な住宅ストックの利用を促進し、ひいては、住宅地における良好な街並みを維持するため、相続した住宅を引き続き居住の用に供する場合に、その住宅及びその敷地について相続税を非課税又は徴収猶予

令和8年度住宅金融支援機構の 業務に関する要望

I. 重点要望

1. 借入限度額の引上げ

近年マンションを中心に住宅価格が大幅に高騰している状況にあり、住宅購入希望者がより円滑に住宅取得できるよう、【フラット35】の借入限度額を1億円に引き上げる。(現行：8,000万円)

2. 【フラット35】の金利引下げメニューの拡充

子育て世帯等への支援の充実と省エネ対応住宅の取得支援のため、【フラット35】の金利引下げメニューを拡充するほか、借換融資(過去に各種金利引下げメニューを利用していない場合に限る)も対象とする。

(1) 【フラット35】子育てプラス

- ①若者夫婦世帯又は子ども1人=2ポイントに変更する。(現行：1ポイント)
- ②子ども2人=4ポイントに変更する。(現行：2ポイント)
- ③子ども3人=6ポイントに変更する。(現行：3ポイント)
- ④子どもN人=2ポイント×Nに変更する。(現行：1ポイント×N)
- ⑤保険が適用される不妊治療中の場合=2ポイント
- ⑥対象となる「子ども」の範囲に「大学生」及び「専修学校生」等を追加する。
- ⑦資金実行後に「子ども」の数が増えた場合、追加で金利の引下げを行う。

(2) 【フラット35】Sの見直し

- ①【フラット35】S(ZEH)と(金利Aプラン)を統合=3ポイント
- ②太陽光発電設備設置・蓄電池設置=各1ポイント
- ③【フラット35】S(ZEH)の金利引下げ期間を全借入期間とする。
- ④【フラット35】S(GX)を創設=6ポイント

(3) 【フラット35】維持保全型

- ①住宅履歴システムに加入=1ポイント

3. 借入期間の延長

子育て世帯又は若者夫婦世帯が住宅を取得しやすくするため、【フラット35】の借入期間の上限を40年に延長する。(現行：35年)

4. 住宅の規模要件の緩和

多様なニーズに応えるため、一戸建て住宅等の規模要件を緩和する。(現行：70㎡以上)

II. 制度の拡充

1. 返済比率の緩和

子育て世帯や若者夫婦世帯が住宅を取得する場合又は【フラット35】S(ZEH)に適合している住宅や太陽光発電設備が設置されている住宅を取得する場合、年収に占める年間合計返済額の割合(総返済負担率)を緩和する。

- ・年収400万円未満：35%以内(現行：30%以内)
- ・年収400万円以上：40%以内(現行：35%以内)

2. 完済時年齢の引上げ

住宅ローン完済時の年齢を85歳未満に引き上げる。(現行：80歳未満)

3. 【フラット35】の9割超融資の上乗せ金利の引下げ等の実施

- (1) 【フラット35】の9割超融資の上乗せ金利(+0.11%)を引き下げる。
- (2) 上乗せ金利は9割超の部分に限定し、9割以下の部分には元の金利(上乗せしない金利)を適用する。

4. 借入対象費用(諸費用)の拡充

固定資産税(日割り計算された初年度の負担がある場合に限る)、引越費用、家具家電の購入費用、住宅履歴情報の登録費用、CASBEE評価認証手数料等について、借入対象となる住宅の費用に追加する。

5. 土地購入費用の事前実行

土地を購入して注文住宅を建てる場合、一定の要件のもと、土地購入資金も【フラット35】で借入れできるが、建物完成後に土地購入

住宅・土地税制改正要望等

資金が実行されるため、土地の決済時につなぎ融資を利用するケースが多い。建物完成前であっても、土地購入資金を実行する。

6. 【フラット50】の対象範囲の拡充

住宅履歴情報が蓄積され、適切に維持管理された戸建住宅等を【フラット50】の対象とする。

7. 残価設定型住宅ローン等の創設

【フラット35】が対象となる物件に対して住宅価格の上昇や返済期間の長期化を踏まえ、高齢期の返済負担軽減を図るため、将来の資産価値を基礎とする「残価設定型住宅ローン」を創設する。

8. 【リ・バース60】の融資限度額の見直し

多様化する住宅ニーズに応えるため、融資限度額を担保評価額(住宅及び土地)の55%又は65%に引き上げる。(現行:50%又は60%)

9. 長寿社会に対応した住宅金融制度の創設

長寿社会に対応した住宅金融制度として、【フラット35】から【リ・バース60】へのスムーズな移行を可能とする仕組みを創設する。

10. 固定金利型住宅ローンの利用円滑化への取り組み

「経済財政運営と改革の基本方針2025」に記載されている「住宅ローンに関し、固定金利型の利用円滑化」に向けての対応の具体化を図りたい。

Ⅲ. 運用の改善

1. 審査基準の明確化等

- (1) 【フラット35】の融資率9割を超える場合、より慎重に審査を行うこととなっているが、9割以下の融資の場合と同様の審査とする。
- (2) 取扱金融機関による仮審査の結果が「留保」になると審査が長期化することが多いため、審査結果が「留保」の場合であっても審査期間を短縮するよう努める。

2. 【フラット35】の申込者要件の弾力的な運用

永住許可を受けていない外国人にも、日本

在住期間、勤続期間、自己資金比率、日本人の連帯保証人等の条件を付して、【フラット35】の利用を可能とする。

3. 申込書類、手続き等の一層の簡素化

- (1) 金融機関によって異なる必要書類を統一する。
- (2) 物件の契約等で引渡しまでの期間が短い場合は、全ての書類が揃わなくても条件付きの審査を可能とする。
- (3) 電子契約サービスの普及・促進を図るため、手数料又は金利を優遇する制度を創設する。

4. 適合証明書の交付手続等

住宅性能表示制度を利用している場合、適合証明書の交付手続きを省略できるようにする。

5. 兄弟姉妹等による連帯債務について

兄弟姉妹等による連帯債務・購入物件の共有を認める。

6. 個人信用情報によるローン否決に対する緩和措置

携帯電話代金、オートローン、奨学金等の支払い遅延等による場合の審査基準を緩和する。

7. 自営業者の青色申告特別控除について

自営業者の青色申告特別控除(65万円)を所得に加算する。

8. 団体信用生命保険について

- (1) 子育て世帯又は若者夫婦世帯が住宅を取得しやすくするため、団体信用生命保険の借入金利を引き下げるほか、保障期間を延長する。
 - ①デュエット(現行:借入金利+0.18%)
 - ②新3大疾病付き機構団信(現行:借入金利+0.24%)
 - ③新3大疾病付き機構団信の保障期間の延長(現行:75歳)
- (2) 住宅取得における共働き世帯の経済的リスクに備え、両者を保障する制度として連生型ペアローンを創設する。

第54回全国大会(札幌)開催のご案内

当協会は、下記のとおり第54回全国大会(札幌)を開催いたします。今回は、団体会員である北海道住宅都市開発協会が幹事協会として準備を進めており、札幌市で開催いたします。多数の会員の参加をお待ちしております。

1. 全国大会、記念講演、懇親会

開催日 令和7年10月9日(木)
会場 札幌パークホテル
(式典) 3階「パークホール」
(懇親会) 地下2階「パークプラザ」
札幌市中央区南10条西3-1-1
TEL 011-511-3131

時間 ①式典 14:00~15:30
②記念講演 15:40~16:40
③懇親会 18:00~20:00

記念講演 テーマ「失敗に打ち勝つ」
講師 雪印メグミルクスキー部
アドバイザー 原田 雅彦 氏
聞き手 フリーアナウンサー
和久井 薫 氏

参加費 1名 10,000円

2. エクスカーション(観光)

札幌パークホテル(集合) ~大倉山ジャンプ
競技場 ~サッポロビール園(見学・昼食)
~エスコンフィールド見学(※) ~千歳ラピ
ダス(車窓) ~新千歳空港(解散)

開催日 令和7年10月10日(金)
参加費 1名 10,000円

※日本ハムファイターズのペナントレース
での成績等により、開催できない可能性があります。

(お帰りのバスは新千歳空港のみとなります。)

3. 記念ゴルフ大会

緑に囲まれた北の大地を贅沢にラウンド
する、札幌都心や新千歳空港からのアクセス
にも優れたチャンピオンコース。静寂と歓喜
に満ちた上質な空間で、特別な時間と交流を
お楽しみいただきながらプレー可能です。

開催日 令和7年10月10日(金)
会場 恵庭カントリー倶楽部
北海道恵庭市盤尻53-2
TEL 0123-33-0001

参加費 1名 10,000円
備考 当日は、支笏・阿寒・摩周の
3コース同時スタート
(プレー代・売店等は、各自現地にてお支払い
ください。また、お帰りのバスは新千歳空港
のみとなります。)

4. 宿泊

- ・札幌パークホテル
- ・札幌エクセルホテル東急
- ・ベッセルイン札幌中島公園
- ・クインテッサホテル札幌すすきの
- ・クインテッサホテル札幌すすきの
R e l a x & S p a
- ・プレミアムホテル中島公園札幌
- ・ホテルリリーフ札幌すすきの

(各ホテル手配数に限りあり、手配数に達し
次第、締め切りとなります。)

5. 参加申込み及び問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611

手付金等保証関連統計について

当協会では国土交通大臣から宅地建物取引業法に基づく「指定保証機関」として指定を受けた東京不動産信用保証(株)、不動産信用保証(株)、住宅産業信用保証(株)、西日本住宅産業信用保証(株)及び全国不動産信用保証(株)(以下「保証機関5法人」という。)にご協力いただき、保証機関5法人の有する保証委託契約に係る取引データのうち、未成分譲マンションに関するデータ提供をいただくこととなりました。(次ページ(注記を含む。))

当協会としては、このデータは各地域における新築分譲マンション市場の動向を四半期単位でタイムリーに把握・分析する上で有用と考え、定期的に掲載し、会員の皆様への参考情報としてお届けいたします。会員の皆様はこのデータを自由にご利用いただけますが、その際には出所について「東京不動産信用保証(株)、不動産信用保証(株)、住宅産業信用保証(株)、西日本住宅産業信用保証(株)及び全国不動産信用保証(株)資料による」旨を、また加工して利用する場合には同資料を加工した旨の記載をお願いいたします。

なお、(株)不動産経済研究所の公表する全国の年間新築マンション供給戸数に対して、ここ最近では約80~85%が統計の対象となっています。

【令和7年4月から6月の保証受託戸数について】

- 全国の令和7年4月~6月の未成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数(注1)は16,667戸で、前年同期(15,221戸)と比べ1,446戸(9.5%)増加し、前期の減少から再び増加に転じた。
- 地域別では、関東8,902戸(同37.6%増)、中国・四国1,291戸(同28.2%増)、中部・北陸2,125戸(同24.3%増)が大幅に増加した一方、北海道342戸(同56.7%減)、近畿2,573戸(同30.5%減)が大幅に減少したほか、九州・沖縄1,063戸(同7.5%減)、東北371戸(同6.5%減)も減少した。
- 首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)では8,566戸(同49.0%増)となり、都県別では、埼玉県807戸(同34.4%減)、千葉県1,017戸(同199.1%増)、東京都4,639戸(同109.2%増)、神奈川県2,103戸(同7.2%増)となった。
- 京阪神(京都府、大阪府、兵庫県)では2,336戸(同35.4%減)となり、府県別では、京都府436戸(同194.6%増)、大阪府1,303戸(同33.6%減)、兵庫県597戸(同60.3%減)となった。
- その他の主な県では、広島県874戸(同207.7%増)、愛知県1,599戸(同46.3%増)が大幅に増加し、福岡県573戸(同14.4%増)、宮城県219戸(同11.2%増)も増加した。

※20%以上の増減となる場合は「大幅」と表現しました。

手付金等保証関連統計

未完成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数推移（地域別）

第二四半期

2025年	未完成分譲マンション 保証受託戸数（戸）		前年実績（戸）					前年同期比（％）	
	1～3月	4～6月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	累計	1～3月	4～6月
北海道	50	342	385	789	324	80	1,578	△87.0%	△56.7%
東北	254	371	425	397	610	812	2,244	△40.2%	△6.5%
うち宮城県	69	219	369	197	453	526	1,545	△81.3%	11.2%
関東	6,643	8,902	8,197	6,469	8,849	9,017	32,532	△19.0%	37.6%
うち埼玉県	1,028	807	970	1,230	1,034	919	4,153	6.0%	△34.4%
千葉県	468	1,017	2,764	340	746	1,975	5,825	△83.1%	199.1%
東京都	3,283	4,639	2,274	2,217	4,770	4,285	13,546	44.4%	109.2%
神奈川県	1,542	2,103	1,967	1,961	2,157	1,657	7,742	△21.6%	7.2%
首都圏小計	6,321	8,566	7,975	5,748	8,707	8,836	31,266	△20.7%	49.0%
中部・北陸	1,527	2,125	1,704	1,709	1,758	1,736	6,907	△10.4%	24.3%
うち愛知県	1,146	1,599	1,017	1,093	1,257	1,426	4,793	12.7%	46.3%
近畿	3,773	2,573	4,161	3,701	3,148	4,823	15,833	△9.3%	△30.5%
うち京都府	854	436	373	148	309	775	1,605	129.0%	194.6%
大阪府	1,963	1,303	2,400	1,963	1,706	2,489	8,558	△18.2%	△33.6%
兵庫県	621	597	953	1,503	992	1,531	4,979	△34.8%	△60.3%
京阪神小計	3,438	2,336	3,726	3,614	3,007	4,795	15,142	△7.7%	△35.4%
中国・四国	1,402	1,291	810	1,007	589	1,112	3,518	73.1%	28.2%
うち広島県	741	874	215	284	426	306	1,231	244.7%	207.7%
九州・沖縄	1,510	1,063	1,174	1,149	994	1,117	4,434	28.6%	△7.5%
うち福岡県	1,047	573	374	501	412	582	1,869	179.9%	14.4%
合計	15,159	16,667	16,856	15,221	16,272	18,697	67,046	△10.1%	9.5%

〔出所〕保証機関5法人（東京不動産信用保証㈱、不動産信用保証㈱、住宅産業信用保証㈱、西日本住宅産業信用保証㈱、全国不動産信用保証㈱）資料による。

〔注1〕「未完成分譲マンション手付金等保証委託受付戸数」とは、分譲事業者が未完成分譲マンションの販売を開始するに当たり、手付金等の保全措置として、あらかじめ、その返還債務に関する保証委託契約の申込みを行い、上記保証機関5法人が受託した物件の販売予定戸数（宅地建物取引業法第41条参照）。個別の売買契約において実際に保全措置が講じられた戸数とは異なる。

〔注2〕未完成の投資用分譲マンションを含むが、いわゆる「一棟売り」など分譲マンションとは言いがたい物件は含まない。

〔注3〕各地域に含まれる都道府県は以下のとおり。

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

中部・北陸：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重

近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国・四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

「全住協 新保障制度」のご案内

《パンフレット表紙》



全住協では協会正会員の特典として、協会独自の保険制度である「**全住協 新保障制度**」を用意しております。

当制度は、全住協の正会員企業で働く役員・従業員の方々やご家族の様々なリスクをカバーできるように準備した、協会独自の保険です。

加入方法は『会社加入コース』及び『個人加入コース』の2通りあります。

詳しくは、各正会員総務ご担当者宛に8月下旬頃に送付されますパンフレットをご覧ください。

こちらは概要を説明したものです。ご加入に当たっては必ずパンフレット及び「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店又は引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店又は引受保険会社にお問合せください。

◎全住協 新保障制度の特長

プラン名	主な補償内容	加入コース	
		会社	個人
シンプル入院補償プラン (※1)	・病気・ケガで入院したとき入院1日につき 5,000円 ・病気・ケガで所定の手術を受けたとき 25,000円 又は 50,000円 ・病気で放射線治療を受けたとき 50,000円(病気のみ)	○	○
がん補償プラン (※1)	・がんと診断確定されたとき 100万円(上皮内新生物でも同額を補償) ・がんと診断確定され、入院や手術・放射線治療を受けたとき、 シンプル入院補償プランと同額 を補償 ・がんと診断確定され、一定の要件に該当したとき 10万円	○	○
ケガ死亡補償プラン (※1)	・事故によるケガのため死亡したとき 1,000万円 ・事故によるケガのため後遺障害が発生したとき最高 1,000万円	○	○
八大疾病一時金プラン (※1)(※2)	・がん・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧・性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされたとき 一時金50万円	○	○
長期収入サポートプラン	・免責期間を超えて就業障害が継続したとき、毎月 1口当たり5万円 を最長60才まで(最高4口20万円)	△ (※3)	○
親の介護一時金補償プラン	・親が所定の要介護状態となったとき、プランにより 50万円・100万円・200万円 ・役員・従業員又は配偶者(基本補償部分の被保険者)が事故によるケガのため死亡又は後遺障害が発生したとき最高 100万円	×	○

(※1)シンプル入院補償プラン・がん補償プラン・ケガ死亡補償プラン・八大疾病一時金プランには、被保険者本人が所定の要介護状態となったときに**100万円**が補償される「本人の介護一時金」を各々オプションとして選択可能です。

(※2)今年度より、八大疾病一時金プランだけでもご加入いただけるようになりました。

(※3)長期サポートプランに会社加入コースはございませんが、同様の所得補償保険として「**全住協 新LTD制度**」を用意しております。詳細は8月下旬頃に配付されますパンフレットをご覧ください。

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

取扱代理店：ジャパン・アフィニティ・マーケティング(株)

問合せ先：アフィニティ・コンタクトセンター 0120-257-522 携帯電話からもご利用いただけます。

受付時間9：00～17：00(祝日を除く月～金)

〒107-6216 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

(2025年7月承認) B25-101076

協会だより

代表者変更

会社名 (株)サムシング

新代表者 成田 芳文

会社名 東京協同サービス(株)

新代表者 鈴木 裕

会社名 福井コンピュータアーキテクト(株)

新代表者 坪田 信

住所変更

会社名 (株)ブッシュクロフィード

新住所 〒150-6016 東京都渋谷区恵比寿4
-20-3 恵比寿ガーデンプレイス
タワー16F

T E L 03-6451-1033(従来どおり)

F A X 03-6451-1034(従来どおり)

業務日誌

6月23日(月)	・(公財)東日本不動産流通機構定時評議員会に花沢副会長ほかが出席。
24日(火)	・ブラッシュアップ接客接遇ビジネスマナー研修を開催。(協会会議室+オンライン)
25日(水)	・(公社)全日本不動産協会・(公社)不動産保証協会・(一社)全国不動産協会合同懇親会に肥田会長、牧山相談役ほかが出席。(ホテルニューオータニ)
26日(木)	・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会懇親会に肥田会長、牧山相談役ほかが出席。(ホテルニューオータニ)
7月2日(水)	・令和7年度協会交流会(大阪)を開催。(～27日、ホテルグランヴィア大阪ほか)
3日(木)	・(一財)不動産適正取引推進機構理事会に馬場代表理事が出席。(同機構)
4日(金)	・新卒採用力向上ワークショップⅡを開催。(協会会議室)
8日(火)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(仙都会館)
	・【初任層】キャリアデザイン研修を開催。(協会会議室+オンライン)
10日(木)	・今後の建築・不動産関連市場の勝ち残り戦略セミナーを開催。(オンライン)
11日(金)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(福岡朝日ビル)
	・「Shine Up～輝く社員～」第1回イベントを開催。(アルカディア市ヶ谷)
14日(月)	・(一社)住宅生産団体連合会政策委員会に馬場代表理事が出席。(同連合会)
15日(火)	・不動産取引トラブル事例研修を開催。(協会会議室+オンライン)
17日(木)	・営業コミュニケーション基礎研修②を開催。(協会会議室)
	・戸建住宅委員会・中高層委員会合同セミナーを開催。(ルポール麹町+オンライン)
18日(金)	・特保住宅検査員研修兼制度説明会を開催。(昭和ビル)

国土交通大臣表彰

令和7年建設事業関係功勞の当協会関係の受賞者は次のとおり。

【国土交通大臣表彰】

◇福井正順 氏
サワディ地所(株)
代表取締役
当協会副会長
関住協理事長



◇小山浩志 氏
(株)パワープロパティ
代表取締役
当協会常務理事



会報 全住協 通巻148号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和7年8月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の会員が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)	取扱商品
・(株)シーブリッジ	販売図面制作・CGパース制作
・(株)トルネックス	エマーゲンシートイレキット
・アットホーム(株)	不動産業務総合支援サイトATBBほか
・(株)総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・(株)東京リーガルマインド(LEC)	各種講習、資格取得講座
・(株)ダイテック	住宅産業向けクラウド型基幹業務サービス「注文分譲クラウドDX」
・プラチナ出版(株)	不動産実用書籍
・(株)FRESH ROOM	オゾン発生器 エアバスター
・地盤ネット(株)	BIMパース・ウォークスルー動画制作ほか
・(株)建築資料研究社	各種講習、資格取得講座
・(株)住宅新報	各種講習、書籍
・(株)AXIAL FORCE	「不動産重要書類」ファイルのオリジナルファイル
・グッドモーニングコミュニケーション(株)	間取り図制作「間取り図屋さん」
・アークシステムテクノロジーズ(株)	入居審査(信用照会)
・(株)コスモシステム	不動産鑑定評価

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、(株)総合資格、(株)建築資料研究社

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅地協	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒983-0821	宮城県仙台市宮城野区岩切字三所南121-1 大東住宅(株)内	TEL.022-352-7477 FAX.022-352-9209
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-4469
一般社団法人	富山県住宅地協	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル3F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅地協	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-23-0010 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅地協	〒760-0026	香川県高松市磨屋町6-4 建設会館4F	TEL.087-811-9335 FAX.087-811-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9 三洋ビル703	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0012	沖縄県那覇市泊2-15-9 2F	TEL.098-863-7410 FAX.098-975-7464

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <https://www.zenjukyo.jp/>

一般社団法人 **全国住宅産業協会**
全住協

